

マイナンバーカードの健康保険証利用について

～開始時期が遅延となりました～

令和3年3月から医療機関を受診する際にマイナンバーカードが健康保険証として利用できる予定でしたが、厚生労働省においてシステムの安定性確保やデータの正確性担保などの観点から、利用開始は先送りとなりました。

なお、開始時期は令和3年10月頃となっております。